

請願第 41 号

令和 7 年 9 月 26 日受理

福祉医療委員会付託

「コロナワクチン接種後、健康被害を受けた被害者の副反応疑い報告が国に反映されるようまた県民に被害が周知されるよう改善を求める」について

請願者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 私の妻はコロナワクチン接種後まもなく亡くなり、診察を行った医師には副反応疑い報告を国に報告してもらいましたが、こちらの報告制度が機能していないのではないかと心配しています。副反応疑い報告とは予防接種法に基づいて、医療機関の開設者又は医師が、予防接種等を受けた方が、それが原因によるものと疑われる症状を呈していると知ったとき、報告する制度で医師等には報告義務のあるものですが、ワクチン接種後亡くなった被害者遺族や後遺症患者、また報告する病院、医師ですら知らない人がいるのが現状です。

現在国はこちらの「副反応疑い報告」に基づいて専門家の会議を開き、接種継続を決めていますが、きちんと報告されていなければ、正しい判断ができません。ワクチン接種後家族を亡くした遺族の仲間から、診察した医師が副反応疑い報告すら知らなかったケースも聞いています。まずは愛知県の病院に副反応疑い報告を知っているか、調査をしたうえで、正しく副反応疑い報告をするように病院に通達を出してください。

またこちらの副反応疑い報告が現在愛知県でどれだけ報告されているのか、県として県民に知らせる義務があるのではないのでしょうか。

現在愛知県の副反応疑い報告がどういう状況になっているのか、令和 7 年 9 月 13 日現在愛知県のホームページを調べたところ、愛知県の副反応疑い報告のページを探すのに苦労しました。また、たどり着いたページは令和 6 年 2 月の情報のままでした。数字の記載も分かりにくく、細かい数字を自分で足さないと全体の被害が分かりませんでした。これでは県民がコロナワクチンの被害や副反応について調べようとしても、分かりにくいと思います。

かたや、コロナ感染に関すること、ワクチンの接種案内に関してはホームページの分かりやすい所に記載されています。ワクチンの接種案内と同じページに副反応疑い報告等の被害もわかりやすく記載していただきたいです。

私の妻や他の被害者の被害をしっかりと分かるように県民に知らせていただきたい。また国にしっかりと報告されるよう、県として改善、努力をしていただきたい。

また救済制度申請された人の副反応疑い報告がされていないケースも多数見受けられます。国では救済制度と副反応疑い報告の突合調査をしています。県でもそういった調査を行って頂きたいです(別紙省略)。

については、下記事項について請願します。

記

- 1 副反応疑い報告制度がある事を県民に広く周知する事。
- 2 副反応疑い報告制度について今一度病院、医師に周知し、正しい報告がなされているか、市町村に調査依頼すること。
- 3 副反応疑い報告が正しく報告なされるよう市町村を通じて各病院、医師に通達を出すよう依頼する事。
- 4 愛知県の副反応疑い報告を分かりやすく記載し、愛知県ホームページ、ワクチン接種を案内するページと同じところにリンクを記載する事。
- 5 県として救済制度と副反応疑い報告の突合調査を行う事。

「コロナワクチン後遺症や接種後死亡した事例について県として  
実態調査を行うことを求める」について

請 願 者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) コロナワクチンの被害について愛知県のホームページを検索していたところ、「新型コロナウイルス感染症に係る罹患後症状（いわゆる後遺症）実態把握調査」についてのページを見つけました。現在調査は終わっているようですが、コロナ後遺症について調べているのであれば、ぜひコロナワクチン接種後亡くなった人、後遺症になった人の実態調査も行って頂きたい。

国が行っている予防接種健康被害救済制度の申請者数は死亡認定だけでも令和 7 年 8 月 26 日現在 1,032 件、1977 年から現在まで、過去のコロナワクチン以外のワクチンの被害が 163 件なのを比較すると、たった数年だけで何倍もの被害があることが分かります。

私の妻もコロナワクチン接種後、間もなく亡くなりました。妻の被害も実態調査に加えていただき広く県民に知らせていただきたい。

ついでには、下記事項について請願します。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症に係る罹患後症状（いわゆる後遺症）実態把握調査」だけでなく、コロナワクチン後遺症や接種後死亡した事例についても県として実態調査を行う事。
- 2 調査でわかった事を広く県民に知らせる事。

請願第 43 号

令和 7 年 9 月 26 日受理

福祉医療委員会付託

「副反応疑い報告が国に報告された事を被害者、遺族に県や市町村から通知する事を求める」について

請願者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 私の妻はコロナワクチン接種後、間もなく亡くなり、被害を報告する制度、副反応疑い報告を診察した医師に行って頂きました。こちら大変分かりにくい制度で、遺族である私もよく分かっていない部分が多々あります。まず、病院や医師から「副反応疑い報告」が国に進達されるわけですが、いつ報告されたのか、自分で厚生労働省のホームページで確認しなくてはなりません。私は支援団体の方に教えていただきましたが、厚生労働省のホームページが大変分かりにくく、知らない人にはホームページの、どこに記載されているのか、見つけ出すだけでも大変です。

本来は報告した病院や医師が本人や家族に報告した旨知らせるべきだと思いますが、知らせずに報告する事例もあるようです。被害者や私達遺族はいつ報告されたのか、正しく報告されたのか、厚生労働省のホームページ以外には確認ができません。

国に報告された際には県や市町村にも、国から報告される仕組みになっているので、国から県や市町村に報告された時点で、被害者や遺族にこういった報告が国に受理されたこと事を知らせていただけないでしょうか。

副反応疑い報告がいつ進達されたのか、報告されたことすら知らないままの被害者、遺族も多くいます。被害者本人や遺族が知らないまま、進むことがないように改善していただけるよう、下記事項についてお願いいたします。

記

副反応疑い報告が国に受理され、国から県、市町村に報告された際には、被害者や遺族に、県や市町村から受理された旨、通知する事。

「予防接種健康被害救済制度申請時、必要な医師の受診証明、カルテの写しを被害者が苦勞する事なく取得できるよう病院や医師に通知を出す事を求める」について

請 願 者



紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 私は持病のため通っていた病院の主治医に、コロナワクチンの接種を勧められ、「打たないなら病院に来られては困る」とまで言われたため仕方なくコロナワクチンを接種しました。接種の度重い副反応に苦しめられ、何度も主治医に接種の不安を訴えましたが、その度「(熱等の副反応が出るのは)注射が効いている。打たなきゃだめだ」と言われたため主治医を信じ、3回のコロナワクチンの接種後動けない身体となりました。

現在、外出には車いすが必須ですし、障害者手帳1級を取得しております。

昨年令和5年12月に予防接種健康被害救済制度を申請するに至りましたが、申請するには大変な苦勞をいたしました。

かかった病院が何か所もあったため病院を回るだけでも苦勞しました。私はたまたま通院同行を取れたため、同行の方に手伝って頂き何とか病院を回れましたが、そういったサービスを受けていなければ、病院を回る事すら難しかったと思います。病院にたどり着いて受診証明の記載をお願いしても、病院が受診証明の書き方すら知らないという事も何か所もありました。また本来拒否してはいけないカルテの写しを拒否する病院すらありました。カルテの開示をしないのは違法だと訴え何とか出してもらいましたが、長時間待たされたり、治療をしてもらえなかったり嫌がらせかと思われる行為も何度も受けました。

また、開示されたカルテの写しには自分がワクチンを受けたのち医師に訴えた症状が全く記載されていなかったし、医師に「(熱等の副反応が出るのは)注射が効いている。打たなきゃだめだ」と言われた事も全く記載されていませんでした。正しくカルテに被害が記載されていなかったのです。同じく被害を受けた後遺症患者さんは、本人が被害を医師に訴えたのにもかかわらず、カルテに正しい記載がなかったため、認定されなかったケースも多々ありました。どうかワクチン後遺症患者が苦しんでいる状況、救済制度すら、「救済できる制度になっていない」状況を知って頂き、改善していただきたいです。

救済制度に必要な受診証明を病院や医師に分かりやすく県として案内をしてください。また被害者が求めた時、受診証明やカルテの写しを拒否しないように、正しくカルテを記載するように通達を出してください。救済制度の申請時にはカルテの写しのほか、本人の覚書等も参考にしてもらえるように国に働きかけて下さい。

国や県、病院や医師が進めコロナワクチン、国や県、医師のいう事を信じ接種したため、被害を受けた私達をそのままなかつた事にしないでいただきたい。誠実な対応を望みます。

ついでに、下記事項について請願します。

#### 記

- 1 愛知県内の病院や医師に予防接種健康被害救済制度の受診証明や、カルテの写しの依頼を被害者より受けた際には、拒否しないよう県として市町村を通じ、通達を出す事。
- 2 愛知県内の病院や医師に市町村を通じ、受診証明の分かりやすい記載方法を案内する事。
- 3 愛知県内の病院や医師に市町村を通じ、コロナワクチンの被害について正しくカルテの記載をするよう通達を出すこと。
- 4 予防接種救済制度に関して国に、認定に関して本人のメモ等も参考にするよう県として要望する事。